

韓国

1 経済及び雇用・失業等の動向

韓国経済は、1990年代は、概ね高度成長が続いた。しかし、1997年末に通貨・経済危機に陥り、1998年は経済成長率はマイナスとなった。しかし、経済は短期間で急速に回復した。2002年には6.9%の成長となったが、2003年は3.1%の成長となっている。

韓国では、1997年末に発生した通貨・金融危機以降、雇用情勢は急速に悪化し、失業率は1998年には7.0%に急上昇したが、景気の回復に伴いその後は低下に転じた。2003年は前年に比べて微増の3.4%となった。

最近では若年者の失業率の高さ(2003年は20~24歳層で9.2%、25~29歳層で6.1%)、正規・非正規労働者間の労働条件格差が社会問題になっている。

〈表2-30〉 韓国の実質 GDP 成長率と雇用・失業の動向

| (%) | | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|
| 年 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2004 |
| 月 | | | | | | | 10~12 | 1~3 | |
| 実質GDP成長率 | 4.7 | -6.7 | 9.4 | 8.5 | 3.8 | 6.9 | 3.1 | 3.9 | 5.3 |

| (千人、%) | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 年 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | | |
| | | | | | | | 4月 | 5月 | |
| 就業者数 | 19,938 | 20,291 | 21,156 | 21,572 | 22,169 | 22,139 | 22,673 | 22,738 | |
| 失業者数 | 1,490 | 1,374 | 913 | 845 | 708 | 777 | 809 | 788 | |
| 失業率 | 7.0 | 6.3 | 4.1 | 3.8 | 3.1 | 3.4 | 3.4 | 3.3 | |

資料出所 内閣府政策統括官付参事官|海外経済データ、韓国国家統計局 "Monthly Statistics of Korea"
(注) 失業率の月数値は、季節調整値、前年比。

2 賃金・物価・労働時間等の動向

賃金に関しては、1980年代から90年代においては経済成長に伴い上昇を続け、1990年代に入ってから実取賃金は毎年前年比10%以上の伸びを示していたが、1997~1998年の経済危機で賃金の上昇は鈍化し、98年にはマイナスとなった。その後、経済の回復とともに伸びを回復している。

労働時間に関しては、1999年から減少傾向にある。

労働災害に関しては、最近の動きは表2-32のとおりであり、2002年は前年に比べて、死亡件数・死亡事故率とも、やや減少した。

労働組合に関しては、最近の動きは表2-33のとおりとなっている。

〈表2-31〉 韓国の物価上昇率・賃金・労働時間の推移

(%,万ウォン,時間)

| 年 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 消費者物価上昇率 | 4.4 | 7.5 | 0.8 | 2.3 | 4.1 | 2.7 | 3.6 |
| ② 賃金月額 | 132.6 | 128.4 | 147.6 | 160.1 | 170.2 | 190.7 | 207.4 |
| ③ ②の対前年比 | 5.2 | -3.1 | 14.9 | 8.5 | 6.3 | 12.0 | 8.8 |
| ④ 労働時間 | 46.7 | 45.9 | 47.9 | 47.5 | 47.0 | 46.2 | ... |

資料出所 内閣府|海外経済データ、韓国統計局 "Monthly Statistics of Korea", ILO "Yearbook of Labour Statistics 2003"
(注) 物価上昇率は、対前年比、賃金額は、製造業常用雇用労働者に係る数値、労働時間は、全産業の被用者に係る数値。

〈表2-32〉 韓国の労災死亡件数の推移

(人、%)

| 年 | 1970 | 1980 | 1991 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 労災死亡者数 | 639 | 1,273 | 2,299 | 2,291 | 2,528 | 2,748 | 2,605 |
| 労災死亡事故率 | 8.20 | 3.39 | 2.90 | 3.06 | 2.50 | 2.60 | 2.46 |

資料出所 韓国産業安全公団 (KOSHA) ホームページ
(注) 死亡事故率は、10,000人当たりの死亡率。

〈表2-33〉 韓国の労働組合数の推移

(組合、万人、%)

| 年 | 1985 | 1990 | 1995 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 組合数 | 2,551 | 7,698 | 6,606 | 5,637 | 5,698 | 4,273 | 2,605 |
| 組合員数 | 100 | 189 | 162 | 148 | 153 | 157 | 154 |
| 推定組織率 | 15.7 | 21.5 | 13.8 | 12.6 | 12.0 | 12.0 | ... |

資料出所 韓国労働部、韓国労働研究院

〈表2-34〉 韓国の労働争議の推移

(件数、万人、千人日)

| 年 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 争議件数 | 78 | 129 | 198 | 250 | 235 | 322 |
| 争議参加者数 | 4.4 | 14.6 | 9.2 | 17.8 | 8.9 | 9.4 |
| 労働損失日数 | 445 | 1,452 | 1,366 | 1,894 | 1,083 | 1,580 |

資料出所 韓国労働部

3 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 外国人雇用労働許可制の導入

① 概要

2003年8月16日、「外国人勤労者の雇用等に関する法律」が公布された。この法を受け、政府は2003年8月18日に「不法在留外国人に対する就業確認及び在留資格申請基準・手続等」を公告し、9月1日から一定の不法在留者に対しては一定の就業資格を付与するなど就業を認め、その他の不法在留者については自発的出国猶予期間を定めその後に取り締まるという取扱いを始めた。

② 経緯

韓国には、約23万人とも推定される不法在留者が存在しており、その取扱いが論議されてきていた。不法在留者は、既にサービス業や建設業の一部などで、重要な労働力に組み込まれていることにより、不法在留者の取締りを強化して強制出国させた場合、現場での混乱が生じることも憂慮されていた。

③ 不法在留者に対する就業確認及び在留資格申請基準・手続等の主要内容

a 概要

2003年9月1日から、以下の不法在留者に就業資格を付与する。

- a) 2003年3月31日の時点で国内在留期間3年未満の不法在留者に対して、2年間の就業資格を授与する。
- b) 2003年3月31日の時点で3年以上4年未満の不法在留者に関して査証発給。一方、認定書を発給し、出国後再入国する場合、出国前在留期間と合わせて5年間の範囲内で就業を認める。

b 不法在留者本人の要件

不法在留者の合法化申請対象者は、2003年3月31日時点で国内総在留期間が4年未満である者で、申請時に製造業、建設業、サービス業、遠・近洋漁業、農畜産業の事業場に就業している者である。なお、建設業、サービス業においては、外国国籍同胞(中国などの外国籍韓国人)にのみ就業が認められる。

c 雇用主の要件

- a) 製造業の場合、常用雇用300人未満の事業所であること。
- b) 建設業の場合、工事規模300億ウォン以下であること。
- c) サービス業の場合、次の6業種であること。
飲食店業、事業支援サービス業(建築物一般清掃業、産業設備清掃業)、社会福祉事業、清掃関連サービス業、看病サービス業、家事サービス業
- d) 遠・近洋漁業の場合、10トン以上25トン未満漁船の大型機船底引き網など遠・近洋漁業であること。
- e) 農畜産業の場合、一定の営農規模以上の施設作物栽培企業、畜産企業であること。

d 手続

申請対象者はまず労働部の雇用安定センター(日本の公共職業安定所に相当)で就業確認書の発給を受けた後、法務部の出入国管理所で就業在留資格の付与又は査証発給認定書の発給を申請しなければならない。

e 取扱い

2003年3月31日時点で国内在留期間3年未満の不法在留者が申請手続により就業在留資格を受けた場合、既存の事業場で2年間就業できる。

2003年3月31日の時点で3年以上4年未満の不法在留者が査証発給認定書の発給を受け自発的に出国後、再入国する場合には、出国前在留期間と合わせて5年間の範囲内で元の事業場で就業できる。

2003年3月31日の時点で4年以上の不法在留者については、2003年11月15日までの自発的出国期間を設定し、この期間内に出国する場合には、現在行われている反則金の賦課を免除する。2004年8月以降については、政府関係省庁合同で大々的に不法在留者の取締りを行い、不法在留者及び雇用主を処分する。

④ その後の経過

不法在留者の合法的滞在のための申告登録の最終日となった10月31日には、全国69か所の雇用安定センターに外国人労働者が押し寄せた。労働部によると、2003年10月末時点での申告登録を確認した不法在留者は189,261人で、制度対象者の約227,000人の約83%に達したと見ている。一方、一部の強制出国者が出ることを想定しても、約3万人が不法在留者として韓国内に残留すると見込んでいる。

(2) 改正勤労基準法の成立(週40時間労働制の導入等)

① 概要

2003年8月29日、韓国国会は、勤労基準法改正案を、賛成多数で可決・成立させた。これにより、公企業(公務員を除く)、金融・保険業及び労働者1,000人以上の企業(事業場)については2004年7月から、労働者が20人以上1,000人未満の企業(事業場)については2008年7月までに段階的に、20人未満の小企業(事業場)についても2011年までに、法定週労働時間が44時

間から40時間となることとなった。

同法の成立に伴い週休2日制が韓国でも広がることが想定される。

② 経緯

韓国労働部は、2002年9月、週40時間勤務制の業種別・規模別の段階的な導入等を盛り込んだ勤労基準法改正法案を発表し、2002年10月17日に国会に提出した。しかし、労使が政府案に反対していたことから、野党が審議に応じない状況が継続していた。

その後、盧武鉉（ノムヒョン）政権の発足（2003年2月25日）に伴い、国会の環境労働委員会のあつせんのもと2003年4月21日に労使政協議が再開されたが、結局、合意には至らなかった。

2003年8月12日、与野党（ハンナラ党、民主党[新千年民主党]、自民連[自由民主連合]）の代表が国会で話し合い、合意に向けた政労使交渉を8月14日まで行い、合意すればその内容に法案を改め採決し、合意しなければ、政府案を基に採決することを定めた。これを受け、なおも韓国経営者総協会（経総）・韓国労働組合総連盟（韓国労総）・全国民主労働組合総連盟（民主労総）・労働部の代表間での政労使交渉が行われたが、結局合意せず、8月29日の国会での採決・新法成立に至った。

③ 改正内容

a 法定週労働時間の短縮

週労働時間を44時間から40時間にする。

適用時期について、①公企業、金融・保険業及び労働者1,000人以上事業場については2004年7月から、②300人以上事業場について2005年7月から、③100人以上事業場について2006年7月から、④50人以上事業場について2007年7月から、⑤20人以上事業場について2008年7月から、⑥20人未満企業については2008年7月から2011年末までの範囲内で大統領令で定める日からとする。

b 休日・休暇の整理

1か月皆勤時に1日付与される月次休暇¹⁾と年次休暇²⁾とを統合し、年間最低15日の年次有給休暇を付与する。日数は勤続年数2年当たり1日を加算して最大

25日まで付与できる。従来有給休暇とされてきた生理休暇については無給とする。

c 「金銭補償義務」³⁾の免除

事業主が年次有給休暇の利用を労働者に勧めても労働者が消化しない場合、年休未消化分に対する事業主の金銭補償義務が免除される。

d 労働時間弾力化

現行の変形労働時間制の単位期間を、1か月から3か月に延長する。

e 超過勤務時間上限及び超過勤務手当割増率の改正（企業負担増大緩和措置）

週12時間となっている1週当たり所定外労働時間の上限を、新法適用後3年間は16時間に引き上げる。

50%となっている時間外労働の最初の4時間についての賃金の割増率を、新法適用後3年間は25%に引き下げる。

f 労働時間短縮による賃金水準の低下を防止するための措置

法改正に伴う労働時間の減少によって賃金等労働条件が低下しないよう、法の付則に明記した（「賃金保全規定」）。

④ 法改正以降の動き

a 高建（コゴン）首相の談話

高首相は9月1日、週休2日制を定めた改正勤労基準法の成立を受けて、対国民談話を発表し、国民の協力を呼びかけるとともに、法改正に伴い支障が生じないように、国として、①中小企業の生産性向上の為の情報投資への支援、②土曜営業が非常に重要な、病院施設などでの土曜営業支援、などの対策を立てることを約束した。

談話後の質問で、改正勤労基準法付則の賃金保全規定（上記③f参照）に関して、「同規定の性格は訓示的なもの」とし、強制力はないとの見解を示した。これに関連して権奇洪（クォン ギホン）労働部長官は、「（賃金保全規定は、）週休2日制導入後に賃金引き下げが発生することは望ましくなく、行政指導用に設けたもの」

としている。

b 公務員の週休2日制導入等

行政自治部は公務員服務規定を見直し、9月3日、公務員の週休2日制に関して、2005年7月から本格実施することとし、それに先立ち、現在月1回としている週休2日制を来年2004年7月から月2回に増加することを発表した。

一方、教育人的資源部は、2005年から月に1回の週休2日制授業を学校に導入することを決定した。

(3) 「政府が推進する労使関係改革の基本方向と政策課題」(「労使関係改革ロードマップ」)の報告

① 概要

2003年9月4日、権奇洪(クォン キホン)労働部長官は、盧大統領が参加して行われた第28回労使政委員会^(註4)において、「“参与政府”(政府)が推進する労使関係改革の基本方向と政策課題」を報告し、これを労使政委員会において審議するよう求めた。

② 経緯

1997年の通貨・金融危機を契機に、韓国は経済危機に陥ったが、1997年12月、自国経済全般における構造調整を行うことを条件に、IMFから救済金融を受け取ることを受け入れた。その際の覚書では、成長率等マクロ経済指標の設定、貿易及び資本の自由化、企業経営の透明性の向上などの他に労働市場の柔軟化という項目も含まれていた。韓国経済は1997年の危機後すぐに回復に転じたが、この後、経営側は国際競争力の維持には労働費用の抑制などが必要であるとして、雇用の削減、労務費の削減などの動きを強めたため、労働側が反発してストライキが多発するなど社会問題化した。

1997年危機をきっかけに設立された労使政委員会においても、当初は労働者派遣に関する法律の国会提出に合意する(1998年2月)など一定の成果をあげたが、その後、法定労働時間短縮^(註5)や、非正規労働者と正規労働者との格差、事業主による労組専従者の賃金負担^(註6)等様々な問題で労使が激しく対立していて、労使間の合意ができない状況が続いている。

こうした中、弁護士として労働関係の事件に多く携

わってきた盧武鉉(ノムヒョン)大統領(2003年2月就任)は、大統領就任前より金大中前大統領の意向を引き継いで、労使関係について制度改革を行う意向を示していたが、5月29日に盧大統領も参加して行われた第27回労使政委員会において、今後政府部内で中長期的な労使関係制度見直しの計画を検討することとなった。

そして韓国労働研究院^(註7)の下に、大学教授で構成される労使関係法・制度研究委員会が、時限的なもの(当初、5月~12月予定とされた)として設置された。同委員会は、法・制度の改革案について、10月までに報告書を作成することとされており、同委員会の報告に基づいて、今回の労働部(権長官)の労使政委員会での報告に至ったものである。

③ 報告の主な内容

a 労使関係改革の必要性

労働運動はこれまで韓国社会の民主化・経済発展及び弱者保護に寄与し成長してきた。今はその影響力が著しく増大している。しかし、一部にはその地位に相応しい社会的・法的責務をなおざりにして、企業に対し戦闘的な運動を続けている。

この結果、韓国経済は、経営側と力のある労組間の「過度の労使衝突(労使『葛藤』)につかまっけていて」、脆弱労働者の生活はさらに悪化し、労働者間格差の問題も深刻化している。

こうした問題を解決しなければ、韓国が志向する「東北アジア経済の中心」、「国民所得2万米ドル時代」の実現は不可能である。

b 労使関係改革基本方向

a) 政府が求める労使関係の像(政府は「社会統合的労使関係」をめざす)

(ア) 透明な経営と健全な労働が対等な位置で

(イ) 相手を(社会的)パートナーとして認識

(ウ) お互いに協力

(エ) 国民経済と困難な階層に対して共に「配慮」する労使関係

b) 目標

(7) 労使衝突(「労使葛藤」)による社会的費用の最小化

- ・ ストライキなどの労使衝突は、透明な企業経営と、合理的な労働運動が共になされるときに初めて減らすことができるという基本認識のもとで、このための制度的・政策的努力を強化する。
- ・ 国際基準に立脚し、労働基本権を伸張する。使用者側の労働側への対抗手段をとる権利も保障し、労使問題の自律的解決慣行を定着させる。

(4) 労働の流動性向上、労働市場の安定性の補強

- ・ 企業が経済環境の変化に弾力的に対応できるよう、賃金・労働時間・雇用などの流動性を向上させる。
- ・ 労働市場全体の安定性を害さないよう、制度・政策を整備する努力も平行して続ける。

(5) 労働者(「労働階層」)間の格差緩和

- ・ 大企業労働者と中小企業労働者、正規労働者と非正規労働者など、労働者間の賃金等格差を緩和する施策を強化する。
- ・ 変化する労働市場への適応が困難だったり失敗した脆弱労働者に対する社会的安全網を拡充する。

④ 各界の反応

a 労働組合

韓国労総は、9月4日に第303回組合代表者会議を開いたが、一部出席者が「労使関係ロードマップ」に対し、「財界に偏っている」という憂慮を表明し、労使政委員会から脱退することを提案したとされる。しかし、結局当日の会議では結論が出ず、その後もまだ結論は出していない。一方、民主労総は既に労使政委員会から脱退しており、特にコメントは出していない。

b 経営側

使用者団体は特にコメントを出していない。

(4) 政労使による「雇用創出のための社会協約」の締結

① 概要

2003年9月、政府は、「労使関係改革ロードマップ」((3)参照)をとりまとめたが、このロードマップ内容の推進については、労使政委員会の議論を経て段階的に行っていくこととされた。

その後、2003年12月26日の労使政委員会において、青年の高失業に代表される雇用不安を解消し、大企業と中小企業との間における労働者の所得格差など、部門間の所得格差を緩和し、持続可能な経済の発展を可能にするための「雇用創出社会協約」を締結することが合意され、労使政委員会の下に「雇用創出社会協約起草委員会」が設置され、政労使間で交渉が続けられていた。

2004年2月10日、労使政委員会本委員会は、「雇用創出のための社会協約」を採決した。

この協約において、労働組合は相対的に賃金の高い部門で今後2年間賃金の安定に協力すること、使用者側は雇用調整を最大限自制することで合意した。また政府は、企業投資の活性化と雇用の拡大のため、規制緩和や税制上の支援を拡大し、社会的セーフティーネットを大幅拡充することとなっている。

労使政委員会において、政労使が今回のような協約の締結という形で合意したのは、通貨危機直後の1998年2月にリストラの自由化などを主内容とする「労使政大妥協(経済危機克服のための社会協約)」が行われて以来のこととなった。

② 協約の主な内容

協約は7章55項目からなる。主な内容は以下のとおりである。

a 創業環境整備・企業投資促進

a) 税制面・金融面での企業支援の拡大

政府は、企業の雇用拡大に係るインセンティブ増大のため、一時的に税制及び雇用保険制度における金銭的支援方策を講じる⁽³³⁾。

b) 人材管理の効率性の向上

労使は、共同で努力し、人員削減の必要性がある場合であっても、賃金・労働時間の調整や、配置転換など、企業内の労働市場を通じて人員削減が最小になるようにする。政府は雇用保険の財政を利用してこうした労使の取り組みを支援する。

b 雇用安定と労働者間の格差是正

a) 雇用調整の自粛

企業は人員削減を最大限自制し、雇用調整が不可

避な場合には労働組合との誠実な協議を通じて削減人員を最小化し、今後人材を採用する場合に優先して再雇用するように努力する。

b) ワークシェアリングを通じた雇用拡大

労使は、勤労基準法改正の趣旨に沿った実労働時間の短縮、これを通じたワークシェアリングに努力する。政府はこれに対して支援策を用意する。

c) 労働者間の労働条件格差の是正と賃金安定

大企業は、適正な下請け価額の設定を通じて下請け業者の経営安定を支援し、下請け業者に雇用される労働者の雇用安定と処遇改善に資する。

企業は、労働条件、職業能力開発、福利厚生等に関して非正規職労働者を不合理に差別しないようにする。

労働組合は、(従前から行っている、大企業の正規職労働者に重点をおいた労働組合活動だけではなく、)非正規職労働者などや中小企業労働者に配慮して労働組合活動を行う。

政府は、非正規職労働者の雇用の安定及び職業能力の向上のため、雇用保険制度において支援する方を講じる。また、正規職・非正規職労働者間の不合理な差別是正のための施策を行う。

労働組合は、雇用創出と正規職・非正規職労働者との賃金格差の緩和のため、相対的に賃金の高い部門に関しては今後2年間賃金安定に協力する。

d) 社会的セーフティーネットの拡充

政府は国民基礎生活保障法による保障対象者(日本の生活保護受給者に相当)を段階的に拡大させる。

労使は、非正規職労働者・零細事業場の労働者など、社会保険の適用が遅れている社会保険の「死角地帯」を解消するために努力する。

c) 雇用創出支援のための労使関係安定化の努力

労働組合は、労使紛争に際し、生産施設の占拠、操業妨害などの不法行為を行わない。経営者は不当解雇・不当労働行為を行わない。

③ 各界の反応

今回の合意のうち、特に争点となったのが労働者側の賃金安定への協力である。この協力について、労使間の見解の相違が早くも明らかになっている。趙南弘(チョナムホン)韓国経営者総協会(経総)副会長は、「労使が賃金安定に向けて協力するということは、賃金を凍結すべきという企業側の意図を労働界が受け入れたもの」と表明したのに対し、金聖泰(キム ソンテ)韓国労働組合総連盟(韓国労総)事務総長は、「賃金凍結でなく、生産性向上と物価上昇の範囲を大幅に超えない線で賃金引上げを要求する」との見解を示している。

また、従前から強硬な労働運動をリードしてきた全国民主労働組合総連盟(民主労総)は、労使政委員会に参加していない。民主労総は今回の合意について、「労働者の負担を加重させる内容」と非難している。

朝鮮日報などマスコミも、賃金水準の高い大企業の労働組合が多く所属している民主労総が参加していないため、今回の合意は「半分の合意」にすぎないと指摘している。

(注1、2) 韓国には、1か月皆勤時に1日付与される「月次(有給)休暇」(年間で計12日)と、「年次(有給)休暇」(1年皆勤時に10日。以降勤続1年ごとに1日追加。それが20日を越えたときは、事業主は金銭による買い取り可能)とか別個に存在していた。

(注3) 韓国には、未消化の有給休暇に関し、事業主が買い取りする制度が存在・浸透していて、休暇取得率が低い。この改正は、一定の場合に、事業主に買い取り義務を負わせないようにさせることで、有給休暇の実取得を促進する意味合いがあるとされる。

(注4) 労使政委員会

韓国の労働問題に関し、政労使三者間の同意をもたらすための大統領諮問機関である。

1997年の金融危機(IMF通貨危機)・経済危機に当たって、民主労総が経済危機克服と雇用安定のための労使政三者機構を設置することを提案し、金 大中大統領(当時)がそれを受けて1998年1月に労働問題について協議する機関として発足させた。当初は財政経済院長官、労働部長官、韓国労総委員長、民主労総委員長、全国経済人連合会(全経連)会長、経総(韓国経営者総協会)会長、各政党4名の10名で構成された。下に実務委員会、専門委員会が置かれた。

その後、民主労総、韓国労総の脱退、韓国労総の復帰などが行われ、1999年には労使政委員会の設置及び運営等に関する法律が制定され、委員会が法律上の根拠を有するものとなり、また政党からの委員がなくなり、代わりに公益委員が委員に加わり、現在に至っている。

(注5) 労働時間短縮の問題